

流山市立南流山中学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月15日改訂

流山市立南流山中学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、千葉県いじめ防止対策推進条例、流山市いじめ防止基本方針及び流山市いじめ防止対策推進条例の趣旨を踏まえ、いじめ防止基本方針をここに定める。

1 いじめの定義と いじめ防止対策の基本的な方針

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

（文部科学省；「いじめの防止等のための基本的な方針」より）

(2) いじめ防止対策等の基本的な方針

いじめは人権侵害であり、生命又は心身に重大な危険を及ぼす可能性がある。よって、本校ではいじめを生まない風土づくりに取り組むと同時に、早期発見・早期解決により、いじめで苦しむ生徒を出さないようにする。

2 本校におけるいじめ防止に向けた取り組み

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることを認識する。いじめへの対応は、学校全体で問題解決に全力で対応にあたる。

全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な諸活動に取り組めるよう、いじめの防止等の対策を行う。さらに、いじめを受けた被害者の生命・心身を保護することを第一に優先し、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを十分理解させたい。また、全ての生徒がいじめを放置することがないようにする。

また、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実現するために、早期発見、定期的かつ必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修を複数回実施し、学校評価において目標達成状況を把握する。

3 いじめ防止における日常の対策

- (1) いじめを生まない風土づくりのため、生徒会スローガンの「あったか宣言」の取り組みを基軸に、「日本一あったかい学校」づくりに努める。
- (2) みんなで良くなる、共に伸びるというイメージを全ての生徒が共有し、お互いの成長によりよく関わることができるように指導に当たる。
- (3) 自尊感情（自己肯定感・自己有用感）を高める。
 - ①生徒の良さを積極的に認めたり、褒めたりする。
 - ②生徒指導の機能を生かした授業の展開に努め、わかる授業、充実感を持てる授業づくりを行う。

- (4) 学級経営の充実
- ①他者を大切にできる心情を育み、いじめを生まない風土づくりを行う。
 - ②「共に伸びる」という視点で、集団づくりに当たる。
 - ③生徒一人ひとりが安心して生活できるようにすることを学級経営の柱とする。
- (5) 「わかる授業」の充実
- 全ての生徒が授業に参加し、活躍できるための授業を行うことで、いじめの防止を始めとした、生徒指導上の諸問題の未然防止にもつながる。そのために、校内研修会を積極的に行い、教職員が互いの授業を参観し、学ぶ場を設け、授業改善に努める。また、授業中の正しい姿勢や発表の仕方、聞き方など、授業規律を定着させる。
- (6) 道徳教育
- 道徳の授業では、生徒が自分の良心に従って、責任ある行動をとることが大切であることに気づき、自分の見方・考え方を深めるいじめに関する教材を扱う。
- (7) 人権教育
- 「共生・協生」を全体のテーマとし、課題発見・設定、課題解決、発表に至るまで、他と協力しともに学ぶ態度を養う。また、多様性を大切にし、偏見や差別感をなくす意識を高める。
- (8) 体験活動
- 職場体験活動や宿泊行事など、望ましい集団生活を通して、助け合いや思いやりの心を育てたり、豊かな心を育てたりすることで、人権を尊重しようとする自主的・実践的な態度を育成する。
- (9) 生徒会活動、学級活動
- 各活動を通じて自治的に活動する能力を高める。
- (10) 部活動
- 部活動内で存在感・所属感を持てるように指導に当たる。また、より高い目標に向かって切磋琢磨しつつも仲間を思いやることを教える。
- (11) 教職員
- 教職員の言動がいじめにつながることはないよう細心の注意を払い、教育活動に当たる。
- (12) 外部との連携
- 流山市教育委員会いじめ防止相談対策室や児童相談所をはじめ、外部機関と連携して講演などを開催し、SNS等も含め、「人の悪口は言わない、書かない、伝えない」ことを徹底し、適切な扱い方を学ぶ。
- (13) スクールロイヤーの活用
- 流山市スクールロイヤーを講師として招聘し、教職員の研修会や生徒対象に、いじめ防止教育としていじめ防止授業を行う。
- (14) いじめ相談窓口
- 年度当初に「流山こども専用いじめホットライン」のアプリ登録を推奨し、協力を呼びかける。
- (15) 保護者
- 保護者会等で、いじめに関する情報の提供や家庭での見守りを願う。
- (16) 情報の収集
- 日頃から情報収集を行い、問題を未然に防ぐため、校内だけでなくいじめ防止相談対策室（スクールソーシャルワーカー等）等の外部機関を活用する。

4 いじめの早期発見・早期対応の在り方

- (1) いじめは日常生活の何気ない中で起こる。いじめは、「いつでも、どこでも、誰にでも起こりうる問題」として、常に危機意識をもって、教師は学校生活の中で変化を見逃さないようにする。気になる変化が見られた場合は、該当生徒に声をかけ、変化の原因をつかむため個別面談を随時行う。保護者は家庭生活の中で、生徒の生活に注視し、気になることがあれば担任等学校の職員に相談し、情報を共有し、互いに連携していじめの早期発見に努める。
- (2) 学校生活アンケートを年間5回行い、それぞれのいじめの事案に対し、聞き取り調査を行い、組織的に対応し、早期解決を図る。
アンケートの実施は、4月・7月・9月・11月・1月とする。
- (3) いじめにあった生徒、またはいじめを見かけた生徒は、速やかに担任教師等に申し出る。
- (4) 各学期に教育相談期間を設け、生徒及び保護者との面談を行う。
期間については、5月・11月・1月とする。
- (5) スクールライフノート（心の天気）を毎日実施し、担任が内容に目を通し、いじめの早期発見に努める。
- (6) 年度初めと、夏季休業前の二段階で、STAND BY アプリアクセスコード用紙を全校生徒に配付し、いじめの早期発見に活かせるようにする。また、保健室やふれあい教室等にも案内を掲示する。
- (7) いじめの情報が得られた場合、速やかに校長に報告し、いじめ防止対策委員会を中心に対応策を協議するなど、組織で対応に当たる。
- (8) いじめに対する措置
 - ① 事実の一報は、発見者→担任・学年主任・生徒指導主任→教頭・校長へ伝える。
 - ② 学年主任と生徒指導主任が連携して対応し、学年職員等で分担し事実を調査し、生徒指導主任（学年主任）が教頭、校長に報告する。
 - ③ 学年主任を中心として、学年職員等関係職員で指導する。
 - ④ いじめの被害生徒を守ることを第一とする。いじめが続いている場合は、いじめをやめさせるよう全職員が一体となって指導や見守りに当たる。
 - ⑤ 加害生徒の人権にも十分配慮し、聞き取りや指導に当たる。聞き取りや指導は複数の教員で行う。
 - ⑥ 加害生徒、傍観していた生徒に対する主な指導事項
 - ・ いじめたことについて、心から反省し、きちんと謝罪すること。
 - ・ いじめは相手を傷つけるだけではなく、自分の人格形成にも悪影響を及ぼす行為である。だから、やめなければならないし、止めなければならない。
 - ・ いじめなどせず、他者も大切にする生き方をすること。そうすることで自分も成長できるし、他者も成長できる。
 - ・ いじめがあると授業や部活動等、学校の活動に集中できなくなり、お互い不幸だということ。
 - ・ 今後は自分の周辺でいじめがなくなるよう行動すること。
 - ⑦ 当該生徒の保護者にいじめの事実と指導方針を説明する。連絡方法は、いじめの程度に応じて、電話連絡か、面談かを選択する。
 - ⑧ いじめの指導後の被害生徒、加害生徒の家庭での見守りを保護者にお願いする。気になることがあったら学校に連絡していただくようお願いする。
 - ⑨ 事案の緊急性によっては、関係諸機関と連携を図る。特に犯罪行為の恐れがある場合は、速やかに教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

- ⑩いじめの被害生徒の心の安定のため、学校のスクールカウンセラーがケアに当たる。場合によっては、外部機関と相談の上、ケアに当たる。また、相当な期間、全職員で見守り活動を行う。
- ⑪いじめに関する出席停止の措置については、学校教育法第35条及び流山市小学校及び中学校管理規則第26条に沿って行う。
- (9) インターネットを通じて行われるいじめへの対策
南流ルール（携帯電話、スマートフォンを使用する上でのルール。平成28年1月に生徒会で話し合って決定）に従い、他人を傷つける言葉、個人情報を書き込まないようにさせる。また、危険を感じたら、親や教師等にすぐ相談するよう南流ルールの遵守を徹底させる。
- (10) 学校内におけるいじめの相談窓口
学校内では、相談箱を設置し、その内容について該当生徒と面談をする。また、学校生活アンケートを活用するとともに、アンケート内の相談相手の欄の該当者による面談を行う。なお、セクハラ相談員として、教頭、生徒指導主任、各学年職員1名と養護教諭を含めた6名の職員が、生徒・職員からの相談にあたる。
- (11) いじめの解消の判断方法について
いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することできないものとする。まず始めに、被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）がやんでいる状態が継続していること。次に、被害者の心身が苦痛をうけていないこととする。この場合、被害者本人や保護者への面談などを通じて、心身の苦痛を感じていないか確認を行う。2つの条件が3ヶ月以上満たされた場合、解消したものと判断する。いじめが解消と判断されたあとも、日常的に注意深く観察を行っていく。

5 校内いじめ防止対策委員会

- (1) 校内いじめ防止対策委員会の委員は、以下（※）を基本とし、必要に応じて委員を追加する。
- ※校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー。
- (2) 年度末に、いじめ防止基本方針の見直し、いじめに関わる生徒指導における課題解決の方策等の検討を行う。また、必要に応じて会を開く。
- (3) 共有した情報については、共通した形式でまとめ、生徒指導部の議事録とともに、5年間保存する。

6 重大事態への対応

- (1) 重大事態とは
いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合、及びいじめにより生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合をいう。
(いじめ防止対策推進法第28条)
- (2) 重大事態への対処
- ①重大事態の発生を流山市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会に設置されている、「いじめ防止相談対策室」と連携し、当該事案の法的視点からの対応策を協議していく。また、同組織を中心として、事実関係を明確にするための調査（アンケート、聞き取り）を行う。

③調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して、事実関係等について、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

(3) 学校主体の調査手順

- ①教育委員会の指示のもと、担任、学年職員、生徒指導主任を中心に、当該生徒及び関係生徒の調査（アンケート、聞き取り）を行う。
- ②調査内容を共有し、事実関係を明確にするとともに、当該事案の法的視点からの対応策を協議していく。
- ③上記調査結果については、関係者の個人情報に十分配慮し、同組織に適切に提供する。

7 校内いじめ防止対策会議の設置

- (1) 委員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学校運営協議会委員で構成する。
- (2) 会議は、年1回の定例会及び必要に応じて行う。
- (3) 内容は、いじめ防止基本方針の見直し等、いじめ防止のための方策を検討する。

8 令和5年度対策組織の活動について（予定）

4月	「STAND BY」アプリアクセスコード用紙配付① 学校生活アンケート①	道徳	希望者面談
5月	生徒面談① 1年生SC面談開始 学校関係者評価委員会いじめ対策会議		
6月	1年生 「STAND BY」授業		
7月	学校生活アンケート② 「STAND BY」アプリアクセスコード用紙配付②		
8月	いじめ防止教育研修（教職員対象）		
9月	学校生活アンケート③		
10月			
11月	学校生活アンケート④ 生徒面談② 校内授業研究会（生徒指導の機能を生かした授業）		
12月	校内授業研究会（生徒指導の機能を生かした授業）		
1月	学校生活アンケート⑤ 生徒面談③ 校内授業研究会（生徒指導の機能を生かした授業）		
2月			
3月			

9 その他

- (1) この方針は、毎年、いじめ防止対策会議等で見直し、改善を図っていく。
- (2) この方針は、学校のホームページで公表する。
- (3) 外部機関のいじめの相談窓口

- ・千葉県こどもと親のサポートセンター（24時間） 0120-415-446
- ・子どもの人権110番（全国共通） 0120-007-110
（千葉県法務局内 月～金 8:30～17:15）
- ・ヤング・テレフォン 0120-783-497
（千葉県警察少年センター 月～金 9:00～17:00）
- ・千葉いのちの電話（24時間） 043-227-3900

- ・チャイルドライン千葉
(月～土 16:00～21:00)
- ・流山こども専用いじめホットライン

0120-99-7777

04-7150-8055